別添73　方向指示器の技術基準

1.～3.2.　（略）

3.2.1.　光源が15W以上60W以下又はこれと同等の明るさで、かつ、照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積が40㎠以上であること。

3.2.2.～4.　（略）

別添105　再帰反射材の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.　（略）

2.　ＣＩＥ標準光Ａで、入射角$\beta_1=\beta_2=0°$（この条件で鏡面反射が生じる場合には、$\beta_1=0°$、$\beta_2=+5°$の範囲内の値としてよい。）、観測角$\alpha=20'$で測定した時、新しい状態での色度特性は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第９改訂版の規則2.30.に限る。）に規定した色度座標の範囲内になければならない。

別紙５・別紙６　（略）

別添112　後付消音器の技術基準

Ⅰ　（略）

Ⅱ　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1.　（略）

2.　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

2.1.　第１節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の⑴又は⑵に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

⑴　（略）

⑵　協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則6.2.2.、6.2.3.及び6.3.に限る。）に適合すること。

2.2.　第２節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の⑴又は⑵に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

⑴　（略）

⑵　協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則6.2.2.に限る。）に適合すること。

3.　（略）

別記様式　（略）

別添73　方向指示器の技術基準

1.～3.2.　（略）

3.2.1.　光源が15W以上60W以下で、かつ、照明部の車両中心面への投影面積及び車両中心面と45°に交わる鉛直面への投影面積が40㎠以上であること。

3.2.2.～4.　（略）

別添105　再帰反射材の技術基準

1.～別紙３　（略）

別紙４　色度特性の判定方法

1.　（略）

2.　ＣＩＥ標準光Ａで、入射角$\beta_1=\beta_2=0°$（この条件で鏡面反射が生じる場合には、$\beta_1=0°$、$\beta_2=+5°$の範囲内の値としてよい。）、観測角$\alpha=20'$で測定した時、新しい状態での色度特性は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.30.又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版補足第８改訂版の規則2.30.に限る。）に規定した色度座標の範囲内になければならない。

別紙５・別紙６　（略）

別添112　後付消音器の技術基準

Ⅰ　（略）

Ⅱ　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準

1.　（略）

2.　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

2.1.　第１節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の⑴又は⑵に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

⑴　（略）

⑵　協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則6.2.2.、6.2.3.及び6.3.に限る。）に適合すること。

2.2.　第２節の規定の適用を受ける自動車に備える市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の騒音防止性能試験

市街地加速走行騒音有効防止後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の⑴又は⑵に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。

⑴　（略）

⑵　協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則6.2.2.に限る。）に適合すること。

3.　（略）

別記様式　（略）